

利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る
水源地域整備事業に要する
下流受益者負担に関する協定書



利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書

利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備計画（平成7年総理府告示第52号〈平成7年11月28日内閣総理大臣決定〉）の事業（以下「整備事業」という。）の事業主体である群馬県並びに、長野原町及び吾妻町を代表する群馬県（以下「甲」という。）と水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、整備事業に要する経費の一部を負担する茨城県（以下「乙」という。）、埼玉県（以下「丙」という。）、千葉県（以下「丁」という。）、東京都（以下「戊」という。）及び群馬県（以下「己」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（経費の一部負担）

第1条 法第12条の規定に基づき、乙、丙、丁、戊及び己は、整備事業に要する経費の一部を負担する。

（整備事業に要する経費）

第2条 整備事業に要する経費とは、整備事業の総事業費から、国庫補助金及び受益者負担金（特定環境保全公共下水道事業の場合は、分担金）を除いた経費をいう。

（負担の対象となる事業）

第3条 負担の対象となる事業は、整備事業の全てとする。

(事業の実施期間)

第4条 整備事業の実施期間は、平成7年度から平成18年度までの12年間とする。

(負担金及び負担割合)

第5条 下流受益者(乙、丙、丁、戊及び己)が負担する経費の総額(以下「負担金」という。)は、整備事業に要する経費49,147,789,000円のうち、40,305,069,000円であり、下流受益者が負担する経費の割合(以下「負担割合」という。)は、0.8201とする。

(都県別受益者負担率)

第6条 整備事業に要する経費の下流受益者の負担に対する乙、丙、丁、戊及び己の負担率(以下「都県別受益者負担率」という。)は、次のとおりとする。

都県別受益者負担率

名 称	都県別受益者負担率
乙(茨城県)	0.0653
丙(埼玉県)	0.3537
丁(千葉県)	0.1516
戊(東京都)	0.3242
己(群馬県)	0.1052

(事業の実施期間及び負担金の変更)

第7条 第4条の事業の実施期間及び第5条の負担金について変更の必要が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊及び己協議の上、変更することができるものとする。

2 第5条に定める負担割合及び第6条に定める都県別受益者負担率は、変更しないものとする。

(負担金の取扱い等に関する覚書)

第8条 整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関して、甲、乙、丙、丁、戊及び己協議の上、別途覚書を締結するものとする。

(整備事業の円滑な推進)

第9条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互の信頼と協力のもとに、整備事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

(疑義の処理)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合には、甲、乙、丙、丁、戊及び己協議の上、処理するものとする。

(協定書の適用)

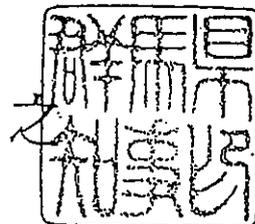
第11条 この協定は、平成7年度の整備事業から適用する。

この協定締結の証として本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 8 年 2 月 22 日

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
甲 群馬県

代表者 群馬県知事 小 寺 弘



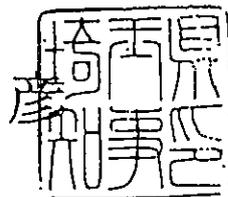
茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号
乙 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本



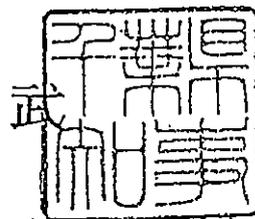
埼玉県浦和市高砂三丁目15番1号
丙 埼玉県

代表者 埼玉県知事 土 屋 義



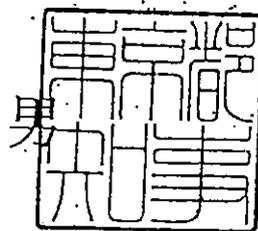
千葉県千葉市中央区市場町1番1号
丁 千葉県

代表者 千葉県知事 沼 田



東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
戊 東京都

代表者 東京都知事 青 島 幸



群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
己 群馬県

代表者 群馬県知事 小 寺 弘

